

瑞穂市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、別紙のとおり公表する。

令和元年9月20日

瑞穂市監査委員 堀



瑞穂市監査委員 堀



監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前渡事務	(1) 不要な資金前渡について				
		結果	<p>図書を購入するかもしれないとの意向で、1課では予算が足りないため2課からそれぞれ5,000円を資金前渡し、とりあえず10,000円を用意したとの説明であった。しかし、予算残額は十分にあったため説明に矛盾が生じている。図書の販売ありと手書きで記載された書類だけでは支出根拠に乏しく、資金前渡の濫用と見込まれる。</p> <p>結果として図書は無償で提供されたとの説明ではあるが、事前に販売図書名や価格、無償提供の有無等を確認していれば資金前渡は不要となったはずであり、当該資金前渡は公金を紛失等のリスクにただ晒しただけである。</p> <p>また、添付書類に唯一同額と掲載されていたレセプション参加のための会費ではないとの説明であるが、そのような支出を予期していたと疑われても致し方ない。</p> <p>不要な資金前渡を二度と行わないよう支出内容を十分に検討すべきである。</p>	措置済	今回の指摘を受け、支出内容を見直し、不要な資金前渡は行わないこととしました。	生涯学習課
		意見	<p>無償で提供された図書は1冊で、東京都府中市の歴史と川崎平右衛門をより深く知るための資料として生涯学習課にて保管しているとのことであった。</p> <p>当該図書は常に使用されているわけではない。図書館等の広く市民に周知できる環境で保管することにより、提供された図書を有効活用していただきたい。</p>	措置済	市民の利用に應えるため、図書館蔵書として、館内で閲覧できるようにしました。	生涯学習課
	意見	<p>受講料を申込場所へ持参することが慣例となっていたとのことであるが、LPガス設備調査員講習の申込方法を確認すれば、口座振込が可能であったことは明白である。</p> <p>平成31年度からはLPガス設備調査員講習負担金の支出方法を見直すとのことであるが、当該事務に限らず、不要な資金前渡とならないよう支出方法に注意していただきたい。</p>	不(未)措置	<p>口座振り込みは可能であるが、事前に送付されるテキストの送料が着払い対応となります。テキストは数種類あり、購入するテキストによって送料が変動し確定できません。</p> <p>また、送料が着払いであり送料分のみを資金前渡で用意する必要があります。</p> <p>よって、当日受講料を持参する方法でしか対応できないことから、今後も資金前渡の支払い方法となります。</p>	地域福祉高齢課	
				措置済	資金前渡の際は添付書類等により口座振込が可能かどうかの確認を徹底しました。	会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前渡事務	(2) 立替払について				
		結果	<p>地方自治法によれば「普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によってこれを行うことができる」と限定されており、平成29年6月実施会計研修の資料においても、立替払は認められていない旨の注意喚起がなされている。</p> <p>公費の支出に私的なポイントカードを用いて職員個人にポイントが付与されていたことは、私的に利益を得たということであり、極めて問題である。</p> <p>資金前渡金額には含まれていないものの、添付されていた領収書には職員が個人的に必要であった飲料も併記されており、公私混同甚だしい状況である。</p> <p>計画的な支出に努めるとともに、公費と私費を十分に意識して事務に従事すべきである。</p>	改善進行中	認められていない立替払をし、そのうえ個人のポイントカードで支払いを行いポイントまで付与されてしまった件であるが、会計課に伝票が届きすぐさま会計管理者から担当課(者)へ不適切な事務処理として注意を促した。今後はこのような不適切な事務処理が無いよう研修等を通じて職員へ周知します。	会計課
		意見	<p>(3) 精算遅延について</p> <p>瑞穂市会計規則によると、随時の経費に係る資金前渡については、その要件終了後5日以内に精算する旨が規定されている。</p> <p>死体検案書作成手数料も教育長激励金に関しても精算事務を失念していたとのことである。今後は精算遅延とならないよう確認体制の強化等により再発防止に努めていただきたい。</p>	改善進行中	要件が終了したらすぐさま精算を行うよう研修等を通じて職員へ周知します。	会計課
		結果	<p>(4) 資金前渡金額について</p> <p>予算編成方針に食糧費は原則なしと示されているにも関わらず、民生委員・児童委員研修会において食糧費が執行されていた。早急に食糧費に関する支出を見直すべきである。</p>	改善進行中	各単位民児協における研修時の食事代であることから、各単位民児協へ説明し、了解が得られた段階で各単位民児協の予算において対応するよう変更した。	地域福祉高齢課
		意見	<p>当該支出に限らず、返納額及び追給額が少なくなるよう計画的に事務を行い、必要最小限の金額を資金前渡していただきたい。</p>	措置済	資金前渡の金額の算出根拠に疑義があればさらに確認をするなど、必要最小限の支払金額とするよう努めました。	会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前渡事務	(5) 資金前渡等記録簿の活用について	瑞穂市会計規則では「会計管理者は、収支等命令者に資金前渡等記録簿を提出させ、前払資金の支払、精算及び戻入がなされていることを確認しなければならない」と定められており、規則に反していた。 今後は適切な資金前渡事務となるよう資金前渡等記録簿を活用していただきたい。	改善進行中	今年度中に資金前渡を中心とした会計事務研修の開催を予定しており、その際に資金前渡等記録簿の活用を周知する予定である。	会計課
		(6) 精算調書の作成について	精算調書の精算区分欄や理由欄が無記入となっているものが複数確認された。 精算調書等の書類は、会計事務担当者だけではなく、その他の職員も決裁しているはずであり、看過されていることは内部統制が不十分であることを意味している。 必要事項を満たした適切な書類づくりを行っていただきたい。	措置済	今後は、精算調書の無記入箇所がなくなるように、精算区分欄や理由欄の記入無きものについては担当課に返戻するようにしました。	会計課
		(7) 領収書の宛名について	瑞穂市会計規則によると、資金前渡事務の場合は資金前渡職員宛の領収書を徴さなければならない旨が規定されている。 間違いやすい事務のポイントであるので、十分に注意していただきたい。	措置済	領収書の宛名欄に誤りがあった場合には、正しい宛名とするよう各課に返戻し注意を促しました。	会計課
		(8) 事務処理について	はかり定期検査実施通知書の通知日から判断すると、資金前渡により現金を受領するための事務処理を行う十分な期間があったと言える。期日が近づいてから急いで事務を行うと、当然に事務の誤りが生じる可能性は高くなる。 職員には連絡事項として、窓口払による資金前渡は支払予定日の1週間前を締切とする旨アナウンスされている。今後は早めの事務処理を心掛けていただきたい。	改善進行中	資金前渡に限らず、早めの事務処理を心掛けています。 各学校で起票する伝票は学校教育課を経由するため、会計課での審査、支払処理までに時間を要することを学校事務職員に周知し、請求書が届き次第速やかに起票するよう、早めの事務処理を促しています。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
行政監査 H30.9.11～ H31.2.25	資金前 渡事務	(9)	教育長激励金について	措置 済	要綱により事務を行うこととしま した。	教育 総務 課
		結果	瑞徳市教育委員会教育長交 際費の公表に関する要綱によれ ば、教育長交際費を支出した日 が「支出の日」であり、決裁文書 の決裁日を「支出の日」とするこ とは適当ではない。要綱に則し た事務を行うべきである。			
		結果	瑞徳市教育委員会教育長激 励金交付要綱によれば、激励金 交付申請書の申請者は、出場 する者が未成年者である場合 には、保護者又は所属団体の責 任者等が行うこととなっている。 要綱に則した申請書を添付書 類とすべきである。	措置 済	申請を受理する課とも連絡を 行い、要綱により事務を行うこ としました。	教育 総務 課
		(10)	会計研修の実施について	改善 進 行 中	職員の資質の向上及び会計 事務処理の適正化を図るため、 今後、会計事務研修を実施する 予定である。	会計 課
意見	平成28年度実施の定期監査 における措置状況として「平成 29年6月28及び29日に両庁舎に おいて職員研修会を開催し、適 正な会計事務処理について周 知を行った」との回答であった。 しかし、当該監査において、適 切とは言えない資金前渡事務を 多数確認した。 今後は、職員の資質向上及び 会計事務処理の適正化を図る ため、当該監査結果を踏まえ、 各課の会計事務担当者や新入 職員等を対象とし、定期的に会 計研修を実施していただきたい。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H31.2.25	別府保育所 幼児支援課 教育総務課	(1) 合鍵の管理について		措置済	今年度最初の保育所長会議において、今回の定期監査の結果を報告し、今後の鍵の管理方法について確認するとともに、「鍵の保有台帳」を作成し、毎月所長が確認することにした。 その他、毎日鍵の開錠・施錠の記録を取ることで、開・施錠者や日時の管理を行うこととした。	幼児支援課
		意見	保育所の開・施錠した職員の記録等の管理がされていない状態であることは合鍵の目的である財産、情報等の保全、保管等が危険にさらされた場合の責任の所在が不明確となる。今後においては、台帳等を用いて開・施錠した職員、日時等の管理等を行っていただきたい。また、セキュリティ向上のため出退勤等が管理記録できる電子錠等を用いた運用も併せて検討していただきたい。			
		意見	幼児支援課は、各保育所の合鍵の予備を保管していたが、保育所別の保有数及び管理状況等について把握していないとのことであるが、これは各保育所の状況が適切に管理等されておらず内部統制が不十分と言わざるを得ない。今後においては、合鍵に限らず各保育所の状況を適切に管理等していただきたい。	措置済	課で保管の各保育所の鍵を確認するとともに、各保育所ごとの鍵の保有者名簿を作成し状況を管理することにした。	幼児支援課
		(2) 図書の購入について		措置済	定期的に保育所長会を通じて、各保育所長に、絵本は消耗品費、参考図書は図書等で起票することを徹底するとともに、決裁の際には確認を徹底する。	幼児支援課
		意見	絵本と参考図書の支出科目を区分しているのであれば、区分したとおりそれぞれの科目で支出すべきであり、安易に伝票を起票し、決裁されていたと言わざるを得ない。今後は、チェック体制の見直しを図っていただきたい。			
		(3) 支払遅延について		措置済	今年度最初の保育所長会において、今回の監査結果を報告するとともに、請求書の受理後は速やかに支払い伝票を起票するよう指示した。	幼児支援課
結果	瑞穂市契約規則取扱要領第37条によると契約書又は請求書の作成されていない場合の支払時期は請求書を受理した日から15日以内の日と定められている。そのため、契約書を取り交わさない消耗品の購入は、15日以内の支払いが要求されることになり、長期間に渡って請求書を放置しておくことは不適切である。今後は、請求書の受理後速やかに起票すべきである。					

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
定期監査 H31.2.25	別府保育所 幼児支援課 教育総務課	(4) 予算積算及び執行について					
		結果	別府保育所の消耗品費等の予算執行率140%以上、一部の保育所においても執行率100%以上の年度があり予算不足分が賄えたということは、当初に計上された他科目の積算が過大であったと言わざるを得ない。また、地域子育て支援センターの灯油を別府保育所費で支出していたことは予算の目的外支出であり予算の積算、執行が不適切である。今後は、予算積算及び執行を適切にすべきである。	措置済	平成31年度は、適切な執行ができるよう、各保育所の需用費の積算方法を見直した。また平成31年度からは地域子育て支援センター事業費(別府保育所)で燃料費を計上した。	幼児支援課	
		(5) 備品管理について					
		結果	備品の確認を行い、実態に即した管理及び手続を適切にすべきである。	措置済	購入時においては、速やかに検査を行い、所管する施設に備品登録を行うこととした。	教育総務課	
		(6) 今後の幼児運動教室について					
		意見	平成27年度からスタートした瑞穂市総合戦略の期間は5年間であり、平成31年度が最終年度となるため、幼児運動教室で得られる知識や技術を保育士が習得し、平成32年度以降の通常保育において保育士が運動指導を行うことが出来るようしていたきたい。	措置済	教室で習得したカリキュラムにより、期待できる運動効果を確認し、年次ごとに保育の中でどんな遊びをする事によって、育ちに繋がっていくのかを考えて、安全確保を重視し通常保育の中で取り入れて実践してきた。毎年、運動遊び実践事例集を作成し、保育士で情報の共有を図っている。次年度以降については、例えば、「球技」などを取り入れて、更なる身体のバランス能力の向上を図ることも考えたいが、最終的には、今年度中に保育所長会で検討したい。	幼児支援課	
		(7) ホームページについて					
意見	保育所運営規定の改正を怠り、ホームページの施設紹介では誤った利用定員を掲載し、一部のページで長らく更新されていないものがあつたことは内部統制が十分に機能していなかったと言わざるを得ない。早急に修正するとともにホームページ更新、事務のチェック体制の見直しを図っていただきたい。	措置済	保育所運営規定は、1月に改正済である。今後利用定員等の変更を行った際には、併せて規定やホームページの更新も行うこととした。	幼児支援課			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
定期監査 H31.1.7	都市管理課	(1) 公園清掃等業務委託について			措置済	仕様書に記載のある作業については、適切に実施を行うよう指導を行い、施設等について異変や破損等が確認された場合には、速やかに都市管理課へ報告するよう併せて指導を行いました。 また、そのような報告があった場合には、公園の美観を損ねることが無いよう、また利用者の方に不快感を与えることの無いよう、速やかに改善を行います。	都市管理課
		意見	落書きは、美観を損ねるほか、見る人に不快感を与え、さらには治安の悪化を招くものである。 仕様書に明記された「土間・壁等の洗浄」が行われていないまま、落書きが少なくとも数週間以上放置されていることは非常に問題である。 本監査の指摘により直ちに現場確認・消去指示を行ったとのことであるが、今後は仕様に基づいた適切な委託を行い、公園の美化に取り組んでいただきたい。				
		意見	トイレの雨どいが破損したままで、継続して利用者にとって好ましくない状態が続いていた。 報告のなかった委託先を強く指導し、適切な公園管理に資するよう尽力していただきたい。	措置済			
		意見	仕様書に書かれた回数を超えて毎週清掃が行われていた。支出金額については仕様書に明記された清掃回数分との回答ではあるが、今後は契約に基づいた業務委託となるよう十分注意していただきたい。	措置済	業務内容について再度確認を行い、仕様書の回数のおり作業を実施するよう指導を行いました。	都市管理課	
		(2) 公園駐車場の不正利用について			措置済	落下している注意喚起看板は直ちに再設置を行いました。簡易な看板であったため、アクリル板の看板を業者へ発注し、納入次第設置を行いました。 公園駐車場の利用について、シルバー人材センターに対し、公園清掃時に併せて簡易的な見まわりを行うよう依頼し、頻繁に駐車している車両がある場合や、明らかに公園利用者の車両で無い場合は、都市管理課へ情報を提供することとし、当課職員にて確認を行った上で貼紙による警告、悪質なものについては車両所有者の確認を行い、本人に直接通知書を送付するなどの対応を行うこととしました。 なお、注意指導に従わない場合には、警察との連携を取り、不正利用の防止に努めたいと考えています。	都市管理課
意見	駐車場の不正利用対策として設置されている注意喚起の看板は、一部の公園において看板が落ちたまま数週間にわたって放置されていた。 個別の注意喚起については、近隣住民からの通報等によって行われる旨の回答であったが、担当課では公園の利用状況等の調査は行っておらず、通報がなければ対応しないとも言える。 今後は利用状況等の把握に努め、公園駐車場の不正利用を防止していただきたい。						

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H31.1.7	都市管理課	(3)遊具の安全利用表示について				
		意見	新規遊具を設置する場合には限らず、遊具の利用者に安全な利用方法を周知するシールを現行の遊具においても貼付するよう検討し、利用者の安心安全を確保していただきたい。	措置済	既設遊具に利用方法を周知する表示(シール)を貼付することは、遊具メーカーが明確でないため困難であるが、新しい遊具でメーカーが判明しているものについては、表示(シール)の貼付を行いました。	都市管理課
		(4)公園の周知について	結果	ホームページに掲載されていない児童遊園地等については、地元自治会によってすべて管理されているわけではなく、一部の修繕費や遊具保守委託料等については担当課にて対応している。 駐車スペースもないためとのことであるが、公園によっては駐車場がある。近隣住民であっても必ずしも近隣の公園を把握しているとは言えず、利用者の利便性や利用率の向上を考えれば、当然にホームページ等を用いて積極的に周知すべきである。	不(未)措置	児童遊園地は地元に着した公園での位置付けであると認識しており、規模も小さく駐車スペースもない公園が多いことから、市外の方への利用を促すことは路上駐車等を誘発する恐れがあるため、ホームページへの掲載は考えていません。
(5)関係部署との連携について	結果	公園等の新設には多額の費用がかかるほか、維持管理費が必要であり、修繕費等は年々増加していくと思われる。 関係部署に対し、各公園において継続的に支出している維持管理費を示すことや、管理体制そのものを再検討することは、将来を見越した無駄のない行政運営に極めて有用である。 今後は関係部署と密に連携を取り合い、積極的に助言や提言をすべきである。	措置済	既設の公園における維持管理費について、関係部署と情報共有を行い、維持管理費の縮減に繋がるよう助言・提言を行いました。	都市管理課	

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H31.1.7	都市管理課	(6)コピー及び印刷代、管内図・白図等売払収入について		不 (未) 措置		都市管理課
		意見	今後も担当課で引き続きコピー及び印刷代や管内図・白図等売払収入を収受する必要があるのであれば、釣銭の交付を受け、適切な窓口事務に従事していただきたい。		現在、午前10時15分から午後3時までについては指定金融機関(大垣共立銀行)、その他の時間については、市民窓口課にて両替をお願いしており釣銭の無いようしていますので、引き続き同様の対応を行いたいと考えています。	
		意見	通常のコピー及び印刷を行っていることについて、「他課にまたがり売払手続きを行うことは、お客様に移動の負担を掛けることになりサービスの低下となることから本課で一括処理を行っている」との回答ではあるが、巢南庁舎でコピー及び印刷代を収受しているのは主に市民窓口課であり、本庁舎では主に総務課が受け付けている。担当課でなければならないコピー及び印刷もあるとのことであるので、その点も踏まえて効率的な窓口業務を検討していただきたい。	不 (未) 措置	道路台帳等のシステムからの打ち出しによるコピー代が主であるため、本課での収受を行うことがお客様への対応として最も効率的であると考えています。	都市管理課
		(7)伝票の分割について		措置済		都市管理課
意見	伝票の分割と疑われかねない支出について、住民からの要望等を受けた職員が現場確認し、課内で情報共有することなく業者へ指示していた旨の回答であった。 今後は職員間で情報共有を行い発注するとのことであるので、内部統制を十分に意識し、適切な事務に努めていただきたい。	要望内容の緊急性等を判断し、早急に対応すべきもの以外について、職員間で情報共有を行い、近接箇所についてはまとめて発注するなど適切に処理するように改善しました。				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H30.11.29	医療保険課	(1) 対象者拡大に伴う効果検証について	意見 医療費無料化の対象者を拡大した目的が子育て支援、定住促進対策であるならば、拡大したことによる効果があったのか、なかったのか検証は必要である。今後において、この事業に限らず当市で新規の事業を実施する場合には、効果検証ができるようにしていただきたい。	改善進行中	対象者の人口推移については、検証を行います。 事業の実施は、EBPMに基づくとともにPDCAサイクルを機能させます。	医療保険課
		(2) 医療費適正化の取り組みについて	結果 夏休み期間に多くの方が受診すると思われるという推測で医療費適正化チラシを配布しているが、実際は平成29・30年3月診療分の福祉医療費(乳幼児等)の助成額が最も高かった。推測で事務をするのではなく、実際のデータを活用し、配布時期等を検討すべきである。また、チラシを配布するだけでなくホームページ等を活用した啓発もすべきである。	改善進行中	客観的データに基づき、最も適した時期に医療費適正化の啓発を行います。 また、利用可能な情報媒体を活用します。	医療保険課
		(3) 特定健康診査・特定保健指導について	結果 特定健康診査・特定保健指導は、国民健康保険事業を所管する医療保険課の分掌事務になっているが、保健師のいる健康推進課で特定保健指導を実施することは理解できる。そこで、特定保健指導の所管と責任を実態に合わせ、健康推進課において継続的に実施するよう規則を改めるべきである。	措置済	特定健康診査・特定保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」の規定に基づくもので、保険者が行うものと定められているため、医療保険課が担任しなければならない事務ですので規則は改めません。 ただし、特定保健指導の所管と責任を明確にするため、平成31年度より「特定保健指導に係る協定」を締結して実施します。	医療保険課
		(4) 料理教室(ランチョンセミナー)について	意見 瑞穂市予算編成方針の報償費の基準額があるにもかかわらず、健康推進課の謝礼額を積算根拠とし積算方法を確認せず安易に同じ額を支出することは適切とはいえない。今後はまず、基準額で講師依頼を検討すべきである。基準額での依頼が困難な場合に限り、その有用性や謝礼額の積算根拠について起案書等を用いて十分に協議したうえで講師を依頼していただきたい。	改善進行中	最少の経費で最大の効果となるよう精査を行います。	医療保険課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
定期監査 H30.11.29	医療保険課	意見	医療保険課が講師依頼、資格確認等をするべきものを健康推進課が行い、開催日には健康推進課職員が参加しているため、事業の所管と責任の所在が不明確であり適切とはいえない。この事業においては、所管と責任を明確にした上で、健康推進課で実施するよう検討していただきたい。	不(未)措置	対象者は、特定健診受診者であるため実施主体は保険者である医療保険課です。今後は、委託する部分を明確にして実施します。	医療保険課	
		(5) 歯科健診について			改善進行中	口腔の健康は全身の健康にもつながることから、やみくもに事業を実施するのではなく、データを活用して効果的かつ効率的な事業の実施を図ります。	医療保険課
		意見	特定健康診査等実施計画では、歯科健診を歯と歯ぐきの健康づくりから行う生活習慣病予防として実施しているが、受診者の口腔内の状態が把握できていないため効果は不明である。今後は、健診を実施するだけでなく受診結果のデータ化等を行い受診者の口腔内の状態を把握し効果検証を行っていただきたい。				
		(6) 国民健康保険事業特別会計への法定外繰入金について			改善進行中	歳出に対する財源を明確にし、繰入金は必要最小限にします。 また、国保都道府県単位化に伴い、現在国においては法定外繰入等の早期解消を目指している動向を踏まえて適正化を図ります。	医療保険課
		意見	平成29年度法定外繰入をしなくても、平成29年度繰越金は11,700,347円が発生していたことになり、法定外繰入金の必要性について疑問である。今後は、必要最小限の法定外繰入額となるよう必要性も含め検討していただきたい。				
		(7) ホームページについて			措置済	ご指摘の誤情報は、削除しました。 今後は、ホームページ委員会を中心に細心の注意を払って、正確な情報発信を行います。	医療保険課
		意見	国民健康保険税の納付場所においては、既に閉店したコンビニエンスストアを掲載し、誤った情報発信をしていた。また、国民年金保険料においては、制度終了後にもかかわらず制度説明が掲載されていた。その他の項目についても適宜更新し、正確な情報発信に努めていただきたい。				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当			
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(1)がん検診について		改善進行中	集団検診や健康づくり教室での受診勧奨、保育所を介した受診勧奨チラシの配布、大腸がん、乳がん検診については年齢層を絞った個別通知勧奨等、受診勧奨の活動を幅広く実施しました。今年度も勧奨努力を継続します。	健康推進課			
		意見	受診者数は、各検診ともに上昇傾向であるが、種類別での受診率の開きが大きい。受診率の低いがん検診の受診者数を、他の検診の水準まで引き上げるよう努力していただきたい。						
		意見	未受診者への受診勧奨は、単年度限りで放置することなく、長期的にフォローできるよう、継続的に取り組んでいただきたい。				改善進行中	継続的に取り組んでいきます。	健康推進課
		意見	同日検診は、受診率向上のための効率的・効果的な取り組みであり、総合センターでの実施は場所的に困難であることから、西部複合センターでの受診を、公共交通網を活用する等、積極的に推進していただきたい。 また、2か所での検診を、将来はどうか、今から検討していただきたい。				改善進行中	公共交通機関の活用のために時刻表の掲示や、案内に「みずほバスに乗って検診へ出かけよう」と時刻表を載せています。 また、2か所での検診をどうするかは今後検討します。	健康推進課
		(2)若年層健診(goodライフ健診)について					改善進行中	指導については健康管理意欲を維持できる教材の活用を含めて検討し、次年度に備えます。 関係部署との連携については、昨年度より管理栄養士の配置されている部署の食育担当者が定期的に会議を開催し、現状や課題、活動についての報告と検討を行っており、昨年度はその会議においてgoodライフ健診の分析結果を報告し、情報の共有を図りました。	健康推進課
意見	goodライフ健診は、受診機会のない個人の健康管理と、将来の医療費抑制に寄与する取り組みであるが、単年度限りの指導では効果も薄い。複数年かけて継続的に指導していただきたい。 また、肥満・脂質異常の解消は、食育、栄養管理、運動等の多方面に及び、担当課の取り組みだけでは限界があるので、関係各課・各団体と情報共有する等、横の繋がりを密にして医療費削減に向けた取り組みを推進していただきたい。								

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(3) 妊婦健診について	<p>妊婦健診は、妊婦・胎児の健康管理を充実させ、ハイリスク出産を予防し、安全・安心な出産に結び付ける上から推奨されており、それに伴う公費負担は、財政上、地方交付税措置が講じられていることから、初期からの妊婦健診の受診を周知啓発していただきたい。</p> <p>妊婦歯科健診は、受診率が25.7%と低いものの、受診者の大半が要指導・要治療であった。歯は健康の原点であることから、受診率向上に向けて努力していただきたい。</p>	改善進行中	<p>妊娠11週未満での母子健康手帳交付は94.4%と初期に交付しているのがほとんどです。</p> <p>また、妊婦歯科健診はH30年度は49%と前年度よりは上昇しましたが、まだまだ低いため、母子健康手帳交付時に健診時期や受診の必要性を伝えていきます。</p>	健康推進課
		(4) 集団検診に係る業務委託について	<p>随意契約は、競争入札の特例として認められているが、その運用を誤ると相手方が固定化し、公正性・経済性が損なわれるので、その適用に当たっては、合理的、客観的な判断が求められる。集団検診に係る業務の委託先は限られており、一社による随意契約とせざるを得ないにしても、その事由が適切であるか、契約額が妥当であるか、絶えず見直していただきたい。</p>	措置済	<p>国の示すがん検診実施のため、精度管理を最重視した上で、市の指定する日に実施可能な業者との契約とし、契約単価についても妥当な範囲内であることを確認しました。</p>	健康推進課
		(5) 検診予約について	<p>インターネット予約は、他市では普及が進んでおり、瑞穂市においてもその利便性を考慮すれば早期に導入すべきである。今回、連携不十分で導入を見送ったことは、予算の見通しが甘かったと言わざるを得ない。既に利用者には不便をかけている以上、早急に改善すべきである。</p>	措置済	<p>集団がん検診web予約を今年度、開始しました。昨年度から準備し、QRコードやリンクアイコン作成等、市民にとって身近な予約方法としての周知を徹底したことにより、先行開始したWeb予約利用者が多くあり、電話受付初日の混雑を回避できました。登録や変更、キャンセル方法の問い合わせには丁寧に応じ、使いやすいシステム構築を目指しています。</p>	健康推進課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H30.10.9	健康推進課	(6) 特定健康診査・特定保健指導について	特定健康診査・特定保健指導は、国民健康保険事業を所管する医療保険課の分掌事務になっているが、保健師のいる健康推進課で特定保健指導を実施することは理解できる。そこで、特定保健指導の所管と責任を実態に合わせ、健康推進課において継続的に実施するよう規則を改めるべきである。 また、料理教室(ランチョンセミナー)についても、重症化予防の観点から、健康推進課においてgoodライフ健康セミナーと併せて実施していただきたい。	措置済	定期監査報告を受け、平成31年4月1日、医療保険課と健康推進課において特定保健指導に係る協定を締結した。本年以降の特定保健指導はこの協定に基づいて実施します。	健康推進課
		(7) 備品管理について	決算審査時に指摘したとおり、使用不能な備品を保管する合理的な理由がない以上、廃棄処分とすべきである。なお、今後必要とするのであれば、計画的に配備していただきたい。	措置済	現在、精度管理ができないことが判明した備品については廃棄処分としました。	健康推進課
		(8) 予算執行について	支出負担行為の遅延や伝票の2重計上は、単なる事務上のミスに止まらず、例月出納検査において前月報告値との差異が生じる遡及問題に直結しており、厳に慎むべきである。 請書等の支出負担行為は遅滞なく起票し、予算執行状況は常時確認していただきたい。	改善進行中	予算執行状況の把握に努め、遅延やミスのないよう努めます。	健康推進課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H30.6.29	給食センター 教育総務課	(6) 給食センター運営委員会について	委員の構成を、教育委員会の関係者だけで構成することは疑問が残る。 地産地消や食育を推進するのであれば、外部の意見も聞くべきであり、その方面の方々の選任も検討すべきである。	不 (未) 措置	慎重に検討した結果、地産地消関係者は、運営委員会で示された方針に従い、実務レベルで協議をしてもらうため、今回は、運営委員への選任は行わないこととしました。	教育総務課
		(7) 給食費負担金について	平成31年10月改正予定の消費税は、一律10%に引き上げるわけではなく、対象品目によっては軽減税率の適用がある。給食費負担金の引上げについては、今年度中に慎重に検討し、早急に保護者等へ情報提供できるよう努めていただきたい。	不 (未) 措置	検討した結果、児童生徒については、軽減税率が適用されるので、これを理由とした給食費負担金の引き上げは行わないため、保護者への通知等も行わないこととしました。	教育総務課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
随時監査 〔瑞穂総合 クラブ運営 業務委託〕 H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課	(1)	1社による随意契約について 担当課によると、講座の運営 や地域先生の確保については 行政主体でしかできなかったこと から、会員の受付や管理等の事 務が瑞穂総合クラブ運営業務委 託の主となったとのことである。こ れらの事務であれば、1社による 随意契約が本当に適切であった か、甚だ疑問である。 委託先は市から補助金を受け ているため同日に財政援助団体 等監査を行ったが、複数の指摘 事項が生じており、委託先として ふさわしい団体であるか再考を 要する。財政援助の予定は平成 32年度までとなっているが、当該 委託契約が減額した補助金の 補てんと考えられる。今後は適 切な契約事務を行っていただき たい。	措置 済	今年度から瑞穂総合クラブ事 業運営を従来どおり市で実施す ることになりました。	生涯学 習課
		(2)	保険料について 瑞穂総合クラブは4月に会員 募集を開始するだけで、4月に 入ってからすぐに保険適用する 必要はない。 また、平成30年度に要する傷害 保険料であるならば同年度の契 約で対応すべきであり、平成29 年度当初から平成30年度以降も 継続して同一の委託先に契約 することが前提になっていたと言 わざるを得ない。 委託料を積算する際には、その 詳細を十分に精査し、適切な支 出に努めていただきたい。	措置 済	市で実施しているため、委託 料は発生していません。 現在は、総合クラブにおいても 市が加入している保険(公民館 総合保障制度)にて対応してい ます。今後も委託する場合は十 分精査の上積算します。	生涯学 習課
		(3)	類似事業について 担当課からは瑞穂総合クラブ と総合型スポーツクラブやス ポーツ少年団との違いについて は、技能レベルの違い等の説明 がなされたが、重複している部 分も多いことから、費用対効果 の観点も含め、瑞穂総合クラブ の在り方を検討していただき たい。	改善 進 行 中	事業内容が重複しないように 協議しています。 今年度から、瑞穂総合クラブを 国が推進する「土曜の教育活 動」として位置づけ、事業を実施 しています。また、NPO法人Lin k-upみずほ等が実施する総合 型地域スポーツクラブやスポー ツ少年団との間で受講者の取り 合いにならないよう、関係団体と 協議しています。	生涯学 習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
随時監査 〔瑞穂総合 クラブ運営 業務委託〕 H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課	(4) 会員登録システムについて				
		意見	会員登録システムとしてパソコン・ソフトウェア等を委託先に買い与えたことは不適切である。本来は市が貸与するか、委託先が負担すべきものであった。また、同システムの保守料は委託先の必要経費であり、市が直接負担する必要はない。 このような不適切な契約に至った理由は、委託料の積算時に担当課内で十分に精査がなされていなかったためである。 今後契約の際には十分注意して積算するとともに、パソコンの所管については委託先と協議し、その協議結果に応じて保守料についても検討していただきたい。	措置済	令和元年5月にNPO法人Link-upみずほが定期総会に諮り、承認を頂きました。現在、所管替えが終了しました。	生涯学習課
		意見	会員登録システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てていただきたい。	改善進行中	会員登録システム返還後には、システムを用いて一層特色ある講座づくりを目指すとともに、登録情報を多面的に活用し、市の教育発展に役立てられるよう検討します。	生涯学習課
		(6) 青少年育成市民会議まとめの会について				
		意見	青少年育成市民会議まとめの会での発表・作品展示に関する支出は、仕様書から判断すれば委託業務の一部と考えられることから、委託先と協議し是正していただきたい。	改善進行中	NPO法人Link-upみずほと協議し、まとめの会の準備を既に進めています。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市体 育協会) H30.10.31 ~ H31.1.11	瑞穂市 体育協 会 生涯学 習課	瑞穂市体育協会について					
		(1) 補助金について					
		意見	<p>臨時的な補助金により有名講師を招いた設立セミナーでは、個人会員の増加等その効果の検証を行っておらず、ただ開催しているだけである。</p> <p>当該セミナーはもちろんのこと、今後開催する講演会や市民大会、各連盟の活動等については、その効果を具体的な数値等により検証し、より良い活動を目指して尽力していただきたい。</p>	措置済	より良い活動を目指し、講演会や市民大会、各連盟の活動について、具体的な数値等を検証しました。	生涯学習課	
		結果	<p>体育協会の財源は、大半が市からの補助金となっているが、財源の確保に向けた取り組みについては行っておらず、今後検討していきたい旨の回答であった。これは、事業の拡大や新規事業の立ち上げ時にはまず補助金を申請すれば良いと考えていると言わざるを得ない。</p> <p>会費の増額や市民大会等の参加費を体育協会の財源に充てるなど、補助金交付額を少しでも減額できるよう財源の確保に努めるべきである。</p>	措置済	体育協会が主催する一般向けのテニス教室や市民大会では、会費を徴収しており、財源の確保に努めました。	生涯学習課	
		(2) 役員の昼食代について					
		意見	<p>平成29年度は役員及び事務局員の昼食代が複数回支出されており、1回あたりの最大支出額は平成29年9月17日県民スポーツ大会激励時の9名18,273円(一人当たり約2,030円)であった。</p> <p>食糧費や懇談会費は補助対象経費外の支出であり、自己負担が適切である。</p> <p>措置状況はただ回答するだけではなく、回答のとおり措置しなければ意味はない。当該支出に限らず、補助団体として本当に適切な支出であるか内容の精査を行っていただきたい。</p>	措置済	瑞穂市体育協会補助金交付要綱第3条第2項に基づき、現在は、個人負担で行うことになりました。	生涯学習課	
(3) 立替払いについて							
結果	<p>事務局員が立替払いを行うことは適切ではない。特に懇談会費の役員分の一部を立替えることについては、懇談会当日に会費を徴収すれば何ら問題はない。早急に事務手続きを見直すべきである。</p>	措置済	立替払いの認識を見直し、懇親会の会費等の立替払いをやめ、会費を徴収するよう指導しました。	生涯学習課			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市体 育協会) H30.10.31 ~ H31.1.11	瑞穂市 体育協 会 生涯学 習課	(4)	体育協会規約について 体育協会補助金交付要綱と体 育協会規約における下部団体 の取り扱いに矛盾が生じてい いた。 監査の指摘を受けてから改正 するのではなく、体育協会内で 十分に注意していただきたい。	措置 済	規則改正については、総会時 に了承を得て、規則改正を行 いました。	生涯 学習 課	
		(5)	郵便切手の管理について 郵便切手は容易に換金可能な 現金同等物であるため、受払簿 等を用いて厳重に管理するこ とが適切である。 また、現在では単独で使用で きない切手については、金額を 組み合わせて優先的に使用す るなど効率的に使用していただ きたい。	措置 済	現在は、受払簿を作成し、厳 重に管理している。また、1円切 手等を利用することで、効率化 を図っていると報告を受けまし た。	生涯 学習 課	
		(6)	支払遅延について 支払遅延は、場合によっては 遅延利息等の対象となることが あり、注意する必要がある。 事務が多忙であったためとの 回答ではあるが、優先順位を考 えて事務を行っていただきたい。	措置 済	優先順位を考え、事務を行うよ う指導しました。	生涯 学習 課	
		(7)	補助金について 体育協会補助金の増額分につ いて、当初はレクリエーション 協会設立に伴うものとの回答で あったが、実際には体育協会事 業に関するものも含まれていた。 補助事業を精査する立場であ ることから、常に明確な説明が できるよう補助事業の内容を掌握 すべきである。	措置 済	今年度は、レクリエーション協 会の補助金を含め、13,500, 000円としている。補助事業の 説明ができるよう、収支等明細 書を整備するよう指導しました。	生涯 学習 課	
			意見 臨時的なレクリエーション協会 設立補助金について、残額は返 金するとの回答であったので、 その支出内容等を十分に注視 し、補助事業の審査を行って いただきたい。	措置 済	支払内容を十分に精査した結 果、残金を返還しました。	生涯 学習 課	
			結果				
			意見				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監査 (瑞穂市体育協会) H30.10.31 ～ H31.1.11	瑞穂市 体育協会 生涯学 習課	結果	レクリエーション協会事務局を担当するため、従前の体育協会補助金の事務局職員の賃金が増額となっていた。 レクリエーション協会の予算には、事務費や事業費などは計上されているが、事務局職員の賃金は計上されておらず、レクリエーション協会の状況が正確に反映されていない。また、賃金の増加額10,000円/月についての積算根拠はなく、ずさんな予算計上となっていた。 今後は事務的に補助金を交付するだけではなく、適切な支出となるよう指導・助言等を行うべきである。	措置済	レクリエーション協会の補助金を含め、事務局職員の賃金においても、適正な支出を行うよう指導しました。	生涯学習課
		結果	平成30年度は駅伝競走大会費用として従前の体育協会補助金が増額となっていた。 体育協会では、年度末の残額を次年度の繰越金としている。しかし、平成30年度は駅伝競走大会が雨天のため中止となったことから、不要となった補助金については返還すべきであり、既に購入した消耗品等を平成31年度に用いることにより、当然に平成31年度の補助金額は減額となるはずである。 必要最小限の繰越金・補助金となるように、担当課はその動向を注視すべきである。	措置済	中止となったため、必要な消耗品等が繰越となり、令和元年度の補助金を減額しました。	生涯学習課
		結果	何かに使うかもしれないために計上したレクリエーション協会の育成費100,000円は、用途が決定するまでは補助対象経費とはならない。 用途が決定してから改めて補助金申請を受け付け、十分な精査の上で交付決定等の事務を行うべきである。	措置済	今後は、用途が決定してから補助金申請するよう指導しました。	生涯学習課
		意見	体育協会の財源は、大半が市からの補助金であり、役員の昼食代など補助対象経費外の支出も行われていた。当然に金額の一致だけではなく、支出内容の精査を行う必要がある。 補助金申請をただ受け付け、そのまま補助金を交付するのではなく、その詳細についてしっかりと確認し、補助金交付団体に毅然とした態度で対応していただきたい。	措置済	支出の内容を十分に精査するよう指導しました。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (瑞穂市体 育協会) H30.10.31 ～ H31.1.11	瑞穂市 体育協 会 生涯学 習課	(8)	補助金の再補助について	措置 済	スポーツ少年団やレクリエー ション協会は、規約のとおり、体 育協会内の団体であるため、引 き続き活動支援を行っていきま す。	生涯学 習課
		結果	再補助について、下部団体が 個々で申請・実績報告するより 効率的に事務を行うことができ るとの回答については、実際には 団体ごとの決算書等は作成され ており、事務の負担は申請書等 を作成する程度である。 事務局経費の削減について は、体育協会事務局員は下部 団体の事務局員を兼ねているた め、引き続き事務を行えば経費 は変わらず、各団体から事務局 経費を支出すればより各団体の 経費が明白となる。また、現在 は再補助時に口座振込手数料を 要しているが、市から直接下部 団体へ補助を行えば経費の削 減に繋がる。 再補助は補助金の状況をわか りにくくする。事務局員や担当 課のリスクを軽減するため、早 急に再補助を見直すべきである。			
		(9)	基金の活用について	改善 進行 中	適正な基金の活用について は、検討中です。	生涯学 習課
結果	瑞穂市基金条例には、設置の 目的として「体育振興の財源に 充てるため」と定められており、 体育振興に必要な事務的経費 であるので基金を活用できない 理由にはならない。 他にも基金の活用も考えられ たとの回答については、具体的 にどのような事業に充てるか説 明がなされず、基金の活用は考 えていなかったと言わざるを得 ない。 基金の設立経緯等も考慮の 上、基金所管課と十分に協議 し、適切な基金の活用を早急に 検討すべきである。					
		(10)	予算科目について	措置 済	適正な科目に改めて計上する こととしました。今後も適正な科 目計上を行います。	生涯学 習課
		意見	担当課に対しては、別の監 査においても適正な科目に予算 計上するよう指摘をしているが、 改善はなされていないかった。 平成28年度臨時補助金と同様 に臨時的なものとの回答である ので、特段の理由がないのであ れば同様の事務処理を行い、適 切な科目に計上していただきたい。			

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監査 (瑞穂市体育協会) H30.10.31 ～ H31.1.11	瑞穂市 体育協会 生涯学 習課	(11) ホームページについて	2年以上前から閲覧することのできない体育協会ホームページを、関連団体として市のホームページに掲載し続けていたことは、市と体育協会との連携が十分でないことを如実に表している。 ホームページに限らず、その活動内容や状況を注視し、十分な連携を図り、体育活動の推進を行っていただきたい。	措置済	現在、体育協会のサイトを閲覧できるように対応しました。今後、十分な連携を図り、体育活動の推進を図っていきます。	生涯学習課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (特定非営 利活動法 人Link-up みずほ) H30.5.31 ～ H30.7.26	Link-upみずほ 生涯学 習課	Link-upみずほについて					
		意見	(1)生涯学習地域振興組織補助について 補助対象経費等の詳細については要綱等に記載されており、それに準じて補助金交付申請書等を作成しなければならない。 要綱等を十分に確認し、補助対象経費や財源計画・費用が明瞭に示された補助金関連書類の作成に努めるとともに、減額予定となっている補助金の補てんとして、市からの業務委託の増加に頼ることなく、自主運営できるよう経営努力を行っていただきたい。	措置済	要綱等を十分に確認し、補助対象経費や財源計画・費用を明瞭にした書類を作成することに努め、常設教室の内容をより充実させ会員数を増やすことで事業収益を高めました。 また、新たに子供たちの長期休み中の教室や、高齢者向けの新たな教室を新設し、9月以降も事業収益の増加となるよう自主運営に向けて進めています。	生涯学習課	
			(4)事業収益の認識基準について 平成27年度幼児運動教室業務委託は、平成27年度中に終了し、同年度中に業務が完了していることから、当然に平成27年度の事業収益とすべきである。 事業収益の認識を適切に行い、事業年度の正確な損益の把握に努めていただきたい。				措置済
(5)予算の変更について 定款に定められた手続きに則らず、予算計上されていない費用を執行することは、自由にとどような支出をしても良いということになり問題である。また、当該費用は補助対象経費であり、予算変更の報告がないため、補助金交付申請書と齟齬が生じたままである。 今後は予算の変更を要する場合は総会に諮り、定款に則った事務を行うとともに、補助金交付担当課と密に連絡を取り合い、適切な補助となるよう努めていただきたい。	措置済	当初の予算に計上されていない支出をする場合は、臨時総会に諮り執行することとしました。今後は定款に則った事務を行うとともに、補助金交付担当課と連絡を取り、適切な補助となるよう努めていきます。	生涯学習課				

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当	
財政援助 団体等監 査 (特定非営 利活動法 人Link-u pみずほ) H30.5.31 ～ H30.7.26	生涯学 習課 Link- upみず ほ	生涯学習課について					
			(8) 補助金の交付について	改善 進行 中	他団体への補助金交付とも絡 むことから、そのことも含め要綱 改正を検討します。 なお、常に適正な補助金交付 に努めます。	生涯学 習課	
		意見	各団体の補助金交付上限額を 明記しなければ、各団体からの 補助金申請額は増加する可能 性がある。 Link-upみずほの団体名変 更による要綱改正に合わせ、関 係する規則等に交付上限額を 明記するとともに、交付上限額を 定めてからも常にその状況を注 視し、適切な補助金交付に努め ていただきたい。				
			(9) 巢南公民館の使用料及び水道 光熱費について	改善 進行 中	当該法人と協議の上、行政財 産の目的外使用として使用料を 徴収する方向で考えています。 徴収開始時期は今後双方協 議して決定します。	生涯学 習課	
意見	巢南公民館の使用料や水道 光熱費等の支払について、Lin k-upみずほからは真摯に受け 止め対応するとの回答であつ た。 他団体の状況と上記Link-u pみずほの意向を考慮し、今後 の施設使用料や水道光熱費に ついて前向きに検討していただ きたい。						

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H29.10.30	秘書広報課	(1)「広報みずほ」について				
		意見	「広報みずほ」には、さまざまな団体からのお知らせやイベント情報が掲載されているが、掲載基準を設けていないために掲載内容が精査されておらず、標準頁を超過する一因となっている。掲載内容の優先順位を設け、他の団体からは広告掲載料を徴収するなど、掲載基準の策定を早急に行っていただきたい。	措置済	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が主たる構成員である団体からの申込について、掲載基準を明文化した。 ・一般団体などのイベントや講習会については、基準によらず有益なものについては掲載できるように、あえて基準は作成しない。 ・8月号から生活情報を横組みにし、より多くの情報を少ないスペースで載せられるようにした。 	総合政策課
		(5)国際交流について				
		意見	現時点では、ボランティア団体「国際交流MIZUHO」が主催するウェルカムパーティの食糧費や京都へのバス借上料などへの支出に明確な根拠はない。市が関与する必要性も含め当事業の有用性を検討し、明確な支出根拠を定め、国際交流を押し進めていただきたい。	改善進行中	団体の在り方や補助要綱との関係性などを、当団体や市役所の関係部署との協議検討を行います。	市民協働安全課
		意見	ウェルカムパーティの食糧費として接近した日付で「保存のきくもの」と「保存のきかないもの」に支出伝票を分割した明確な理由は示されず、単に50,000円以上の物品購入を行う場合の事務手続きを避けたものと考えられる。今後は、安易に発注を分割せず、定められた事務手続きを行っていただきたい。	改善進行中	主催団体の在り方や補助要綱との関係性などを、当団体や市役所の関係部署との協議検討を行い、定められた事務手続きを遵守できるように進めます。	市民協働安全課
(7)職員の衛生、福祉、健康及び職場環境について						
意見	健康診断の未受診者に対して受診の機会を与えているので問題ない旨の回答であったが、積極的に健康診断の受診を呼びかけ、職員の健康管理に努めていただきたい。	改善進行中	未受診者が健康診断の受診ができるような環境を整える。具体的には8月28日(最終日)の受診者を把握した後に、未受診者へ健康管理の重要性を伝え、9月以降の「健診日程(福寿会館)」を案内して受診するよう働きかける。	総務課		

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	(1)	「ごみ分別」数値目標について 環境課によると、1人1日あたりのごみ総排出量は最終目標値を達成できる見込みであるが、リサイクル率は達成困難な状況であるとのことである。 達成困難な状況が見込まれるのであれば、見直し期間まで待つのではなく、随時見直すべきである。 また、1人1日あたりのごみ総排出量も、目標達成に止まることなく、更なる減量化を考えて頂きたい。 当初に目標を設定した後、絶えず進捗率は検証し、必要とあればすぐに見直すなど実効性のあるものにしていただきたい。	措置済	H30年度に一般廃棄物処理基本計画の改定を行い、リサイクル率、施策の見直しを行った。 (計画期間:2019年度～2023年度)進捗状況は毎年確認し、今後、必要な場合は審議会を開催して計画の見直しを行うこととする。	環境課
		(2)	17の具体的な取り組みについて これらの取り組みのうち、⑥については、旧町単位で相違したごみの分別区分を統一化したことにより達成できたものであるが、①が未達成のとおり、収集回数はまだ統一されていない。 これでは、収集区分が細くなる分、手間がかかるだけとなり、経費削減には結びつかない。 ごみの分別区分によるごみの減量化が、費用対効果の改善に繋がるよう取り組んでいただきたい。 計画策定から3年経つが、その半数がまだ取組中であり、成果が見えていないので、早期目標達成に向けて努力していただきたい。 未達成の⑧については、前回の監査指摘事項では、措置済とされたものである。指摘事項を、その場限りとせず、継続して取り組んでいただきたい。	措置済	H30年度に一般廃棄物処理基本計画の改定を行い、取組内容の見直しを行った(計画期間:2019年度～2023年度)。 ①⑧については引き続き取り組む事業として新たな計画に反映させており、新規事業も含め計画的に取り組むこととする。	環境課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H29.12.4	環境課	(3) 廃棄物減量等推進審議会について	「一般廃棄物処理基本計画」は5年ごとに見直すとされているが、本計画で示された数値目標は、1人1日あたりのごみ総排出量は平成28年度に目標達成、リサイクル率は達成困難な状況が判明している。であれば、重要な施策の変更案件として、計画の実現性を見直し、数値の再設定、新たな取り組み等を提言すべきである。 諮問・答申だけの審議会で終わることなく、その後の推進状況・管理等を見届け、積極的な施策提言に結びつけるような仕組みにしていきたい。	措置済	H30年度に一般廃棄物処理基本計画の改定を行い、リサイクル率、施策の見直しを行った。 (計画期間:2019年度～2023年度) 進捗状況は毎年確認し、今後、必要な場合は審議会を開催して計画の見直しを行うこととする。	環境課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H30.1.12	中小学校 学校教育課 教育総務課	(3) 魅力ある学校づくり推進事業補助金について	<p>魅力ある学校づくり推進事業補助金として、「1,2年生自然にふれる活動 保護者ボランティア運賃」として電車代が支出されているものの、同活動に関する児童の運賃等の支出はなく、同様に事業の一部に該当するものの全てには及ばない理解し難い支出が複数確認された。魅力ある学校づくり推進事業であるならば、当然に費用のすべてを補助金から支出すべきであり、都合のいい財源として使用していると言わざるを得ない。</p> <p>また、教諭が複数回立替払いを行っていることから、事業の在り方自体が好ましいとは言い難い。</p> <p>担当課からは、当該補助金について事業内容も含め全面的に見直し、平成31年度から消耗品等の物品については一般会計から支出する方向で検討することであった。今後は提出された補助金申請書等を十分に精査し、そもそも当該補助金が本当に必要であるかも含め早急に検討すべきである。</p>	措置済	平成31年度から補助金の交付をやめて、一般会計に予算を組み事業を進めることとしました。	学校教育課
		(6) ホームページについて	<p>当該監査後、「アクセス」のページには最寄りの駅やバス停の情報が追加されたものの、他の学校については改善されていない。場当たりの対応ではなく、常に市内全ての学校を意識して職務に取り組んでいただきたい。</p>	措置済	「アクセス」のページに、最寄りの駅やバス停を明記するよう指導を行った。全小中学校が対応済である。	学校教育課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H29.2.10	会計課	結果	<p>(2)市税の収納の事務を受けた者(受託者)に係る検査について 自治令第158条の2第3項では、「会計管理者は、受託者について、定期及び臨時に地方税の収納の事務の状況を検査しなければならない。」と規定されている。</p> <p>会計課に確認したところ、「収納事務受託者は該当がない。」との回答であった。</p> <p>しかしながら、収納事務受託者は、告示がされて該当がある。自治令の義務規定に違反していることから、速やかに検査を実施すべきである。</p>	措置済	<p>地方税収納事務委託契約書及びコンビニエンスストア収納に係る仕様書に基づき「検査票」を作成し、1月に書面による検査を実施する。</p>	会計課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
定期監査 H28.11.28	地域福祉高齢課	意見	<p>(1)居宅介護者慰労事業助成金について</p> <p>現在の制度では、短期入所サービスを利用せず居宅においてのみ介護する場合は一切助成されず、介護者の労をねぎらうことを目的とする趣旨に反している。他市町の助成方法を参考にし、例えば短期入所サービスの利用の有無に関わらず定額で助成するなど、居宅にて介護している方へ公平に助成できるよう規則の見直しを図り、目的に適合した事業となるよう検討していただきたい。</p>	改善進行中	<p>介護慰労期間を効果的な介護技法を習得する期間と捉えるなど、他市町の状況を参考にし、不公平が生じない内容へと要綱を改正していきます。</p>	地域福祉高齢課

監査名等	監査対象	区分	結果又は意見の内容	進捗状況	措置又は今後の取り組みの内容 (R1.8時点)	回答担当
財政援助 団体等監 査 (社会福祉 法人瑞穂 市社会福 祉協議会) H28.5.26 ～ H28.8.8	社会福 祉協議 会 地域福 祉高齢 課	結果	社会福祉協議会に対する結果と意見 (5)会費等の自主財源の増収 について 対象世帯数に対し、会費収入 が過少である。社会福祉協議会 自身も貴重な財源であるとの認 識であるため、自治会任せにせ ず、自助努力をし、地域福祉の 重要性などを十分周知し、会員 の増加、会費の増収に尽力する べきである。	措置 済	会費の納付について調査した ところ、県内の全ての市町村社 協の会費の納入については、自 治会等に依頼しています。 全国の各社協の会費の納付 方法についても情報収集に努め ていますが、会費の納入につい て、自治会等への依頼以外の方 法について参考となるような事 例は収集できませんでした。 したがって、社協の一般会 費の納入については、自治会へ 依頼を継続し、引き続き情報収 集に努めていきます。 現在、市と協働しながら「地域 の支え合い」への活動を積極的 に展開しており、職員が地域に 出向く際にも会費の使途が地域 福祉の推進につながる旨を説明 していきます。 賛助会費(事業所・事務所等) については、新規の募集を重点 に、個別依頼を適宜行っていき ます。 今後は、各種情報収集に努 め、あらゆる手段を講じながら市 民のかたに活動を理解いただき 会費の獲得につなげていきま す。	地域福 祉高 齢課
			(8)補助金等交付要綱の規定 の見直し等について 平成22年度に実施した監査の 際にも言及しているが、瑞穂市 地域福祉活動事業に関する補 助金等交付要綱の「人件費」、 「活動費」の内容及び範囲等が 曖昧である。 このため、担当課では詳細の 把握が困難となっている。この規 定を明確にすることにより、担当 課による予算積算の精査及び使 途の確認などが行い易くなり、こ の数年に生じた多額の補助金 返還の抑止にもつながると考え られるため、積算根拠が明確と なるよう規定を改正するべきであ る。		措置 済	社会福祉協議会への補助金 はほぼ人件費に充てられている ことから要綱への詳細な記載は 難しいと思われる。 しかし、活動状況や法人運営 にかかる制度や社会福祉法人 の会計運用等につき細かく説明 を受けながら事業を遂行してい る。 また、多額の返還が生じないよ う、年度途中においても随時執 行状況を監督確認し、変更申請 を出させるなど対応している。 なお、時間外手当や、雇用予 定職員分の賃金などの過度な 補助金申請にならないよう当初 申請段階から精査していく。